

6 三総契第1050号

令和7年4月1日

事業者 各位

三鷹市総務部契約管理課長

三鷹市週休2日制工事実施要領の一部改正について

令和7年4月から月単位の週休2日制工事の対応を図るため、三鷹市週休2日制工事実施要領を一部改正しましたのでお知らせします。

記

1 実施要領

別紙のとおり

2 適用日

令和7年4月1日

3 主な改正内容

(1) 月単位の週休2日について

対象期間内の全ての月において、現場閉所率又は休日率が、28.5%以上となる現場閉所又は休日確保を行ったと認められる状態をいいます。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所又は休日確保を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなします。

※対象となる工事は、主に土木系の工事を想定しております。

(2) 通期の週休2日について

対象期間において、現場閉所率又は休日率が、28.5%以上となる現場閉所又は休日確保を行ったと認められる状態をいいます。

※対象となる工事は、主に営繕系の工事を想定しております。

(3) その他

要領の別紙1に、上記を適用した場合における工事案件の記載例を記載しました。

問い合わせ先

三鷹市総務部契約管理課契約係

電話0422-29-9172（直通）